

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

金融、経済にかかわる諸課題につきまして塩川大臣、また竹中大臣に御所見をお伺いしたいと存じます。

まず、先ほど竹中大臣より御報告がございましたことに関してでございますけれども、六月の破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告というのがございますが、これの後ろの方でございます参考Ⅲというところに、預金保険機構の各勘定の政府保証及び借入金等の状況という表がございます。その注の3のところに竹中大臣も最後におっしゃった部分がございます、「預金保険機構に交付された国債十三兆円については、平成十四年度末までに十兆四千三百二十六億円を償還（使用）し、残額二兆五千六百七十四億円は、同年度末に政府に返還。」と、このように記されているわけでございますし、そのように措置されたと理解しておりますけれども。

そもそもこの交付国債、発行は十年、平成十年二月が七兆円、十二年七月が六兆円と聞いておりますけれども、この発行の時点で予算措置はどうされたかということについてお伺いしたいと思います。

○政府参考人（佐々木豊成君） 預金保険機構に対する交付国債の扱いについての御質問でございますが、交付国債、御存じのとおり、交付国債等、国が債務を負担するためには憲法八十五条におきまして国会の議決に基づくことが必要であるとされておりまして、その形式には予算と法律と二つございます。

預金保険機構に対する交付国債の発行につきましては、法律に、その重要性にかんがみまして法律に基づいて措置をしております。したがって、現実にそれを交付いたしますとき、あるいはそれを償還が求められますときの、現実に交付しますときに予算上の措置はしておりません。

○辻泰弘君 私は、今回これを調べさせていただいて意外に思ったんですけれども、公的資金の枠といいますか、預金保険機構の政府保証枠という表をいつもいただくわけですが、この上段の方には政府保証枠がある、下の方に交付国債があって、トータルとして公的資金枠がある、こういうことで七十兆用意されてきたと、こういうことになっているわけでございます。

それはそれで理解するんですけれども、政府保証枠は毎年度の予算の総則の中で保証枠は明定されているわけですが、交付国債は、政府保証枠は預金保険機構が借入れするときの保証をするということで、なかなか恐らく一般会計というか、国の方の財政に及ぶことはなかなかないと思うんですけれども、交付国債は使えばすぐに、国債整理基金特別会計からになると思いますけれども、支出されるわけで、それは九兆円ほどは一般会計から国債整理基金特別会計に何年度かに分けて入れているわけでございますし、その他N T Tの売却益なんかも充てられているようですけれども。

そういたしますと、すなわち国民の税金が使われるというふうに理解すべきものだろうと思うわけでございます。おっしゃったように、預金保険機構、附則のことであろうかと思いますが、七兆、六兆のことが書いてございますけれども、しかし、予算において、やはり政府保証枠すら総則に出ているにもかかわらず、交付国債という、より税金に近いも

のが予算に明示されてきていなかったということ自体大変問題だと思うんですけども、大臣、いかがでしょう。

○国務大臣（塩川正十郎君） これは先ほど佐々木次長が言うておりましたように、予算で措置するのと法律でやるのと両方あるということですが、今回、私の方では法律で措置しておるということで、そうでございますので予算総則の中にはそういうことを明記しないでやっておると、こういうことです。

○辻泰弘君 法律でやっていて、かつ予算になるというのは当然あるわけですね。特例国債の発行もそういうことになっておるわけでございます、税法もそうですけれども。

しかし、その六兆とか七兆という大きなけたの数字の国債の発行、実際これ、事後的には国債統計年報にやっとな出てくるわけなんです。そのときには、先ほど言いました十年二月のやつは九年度の発行額ということですね。その十二年度のやつは六兆円という発行額が発行額として出ているわけなんです。

ですから、それはやっぱりあくまでも国債の発行というふうに考えるべきものであって、六兆、七兆という大変、十三兆に及ぶものである、そして現実に十兆五千億ほどの国費が直接投入されているということがあるわけですから、これはまあ済んでしまっていることではありますけれども、本来、予算の総則なり、少なくとも説明に、予算の説明というのがありますけれども、例えばそういうところには入っているべきだったと思うわけです。

その点について、今後こういうことが、またそういう枠を用意しなきゃいけないというふうなことは余り想定したくはございませんけれども、また同様の趣旨のようなことがあったときには、必ずやっぱり予算にしっかりと盛り込むということを心掛けていただきたいと思っておりますけれども、そのことについて大臣、お伺いしたいと思います。

○国務大臣（塩川正十郎君） 委員おっしゃるのは、交付公債、処理状況を分かるようにしろということですね。そういうことですね。

○辻泰弘君 発行額が出ていない。

○国務大臣（塩川正十郎君） ですから、要するに、あれでしょう、一般会計上でどの程度毎年、どの程度交付国債が支払されておるかという明細を……

○辻泰弘君 それは別です。発行です。（「枠を作るときに」と呼ぶ者あり）そう、枠を作るときに……

○国務大臣（塩川正十郎君） 枠はもう法律で決めておりますわね。

○辻泰弘君 じゃ、それは予算上、明示すべきじゃなかったかと。

○国務大臣（塩川正十郎君） 予算上、だから毎年、出ている状況をですね……

○辻泰弘君 それは償還額です。——それは償還額です。

○国務大臣（塩川正十郎君） 償還と、発行と償還でしょう。要するに状況を——どういふことなんですかね、もう一度。

(中略)

○辻泰弘君 大臣おっしゃっているのは国債、交付国債、償還状況のことをおっしゃっている。それは私、昨日入手しておりますし、理解しております。

要は発行のことでございまして、枠を取るときの問題なんですね。ですから、——参考人の方から、それじゃお願いします。

○政府参考人(佐々木豊成君) 先ほどお答え申し上げましたように、枠を取るという段階には、憲法上も、法律又は予算、いずれかの形式で国会の議決を経るということでございまして、これまでのいろんなケースを見ますと、重要なものほど法律で議決をしております。例えば、国際機関への出資とか拠出も、かなり大きな国際機関への出資、拠出は法律で限度を決めております。そういう意味で、預金保険機構への交付国債というのは、重要性にかんがみて法律で限度を決めたということでございます。

財政法にも十五条に、法律で限度、国が債務を負担する場合には法律による以外に予算で国庫債務負担行為を計上しなさいというふうに書いてありまして、その意味におきましても、今回、預金保険機構への交付国債、法律で上限を画しているというのはそういう趣旨であろうと思います。

○辻泰弘君 法律でやるのと予算でやるのがあるんだということで、その選択だということで、そういうことでお進めになったというふうには、私は納得しませんけれども理解はするわけですが。

しかし、やはりその御説明の、さっき冒頭申し上げましたように、公的資金枠という中には政府保証枠と交付国債があるわけで、政府保証の枠は総則でしっかりと明示されているということの並びから見ても、性質がより税金投入に近いという性格から考えて、当然に予算に盛り込まれるべきものであるというふうに私は強く主張しておきたいと思います。

以後、こういうたぐいときには必ず予算上に何らかの形で出てくる、少なくとも、予算の説明というのはいつも出されますけれども、そういうものに必ず載せるべきだということ強く申し上げておきたいと思います。

時間もありますので、次の問題に移らせていただきます。

りそなの問題に関連してお伺いしたいと思います。りそなの件は、預金保険法百二条の金融危機対応会議で資本増強ということでやられたわけですが、これは危機対応勘定でこなされるということで、十五兆の枠、初めて手を付けられるということになるかと思うんです。これは、まず十五兆に初めて手を付けるんだなということと、今度のこの報告に、次回の報告には載る対象なのかどうか。その点、簡単をお願いします。

○国務大臣(竹中平蔵君) 初めてかということに関しては初めてでございます。

報告の件であります。先ほど私いわゆるFRC報告というのをさせていただきました。これ、金融再生法第五条に基づく報告ですが、この第五条には何と書かれているかと申しますと、「破綻した金融機関の処理のために講じた措置の内容その他金融機関の破綻の処理の状況」、これを報告せよというふうに書いている。これ、りそなの場合は、これ資本増強でありますので破綻処理ではございません。そういう点からいうと、形式的にはこの報告の対象外ということになります。

しかしながら、これまでも同様のケースで実は早期健全化法に基づく資本増強というのがございました。これ破綻処理ではありませんが、同様にこうした場では報告をさせていただいております。そうした点も含めまして、これまでのFRC報告における早期健全化

法に基づく資本増強の取扱いと同じにいたしまして、次回の報告に盛り込まれることになるというふうに考えております。

○辻泰弘君 危機対応勘定で対応したけれども破綻ではない、しかし破綻金融機関の処理のための報告には載ってくるんだと、こういうことになるわけでございますね。少し苦しいような感じもいたしますけれども。ある程度新規立法で対応するということが元々の本意だったのかもしれませんが。

そこで、今度のりそなの経緯を見ますと、私などは金融の素人ですけれども、はっきり言ってやっぱり意外に思うことは、二月の二十五日に大和、あさひの合併、分割の認可があった。そして、三月一日にりそな銀行、埼玉りそな銀行が設立された。そして、五月の十七日でしたか、それにぼんと二兆、一兆九千六百億入れなきゃいかぬと。この経緯は、やはりどう見ても不思議といいますか異常といいますか、どうなっていたんだろうとつくづくと思うわけでございます。

銀行法を見ますと、合併の条項で合併に当たっての要件が明定されておまして、合併の後、「合併等の後に、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること。」というふうに書いてあるわけでございます。そういう意味では当然そういうことの中で判断された、その二か月後に二兆円要ようになったと、こういうことは、非常にはっきり言って理解し難いし、何をやっていたんだと言わざるを得ないわけでございます。見込みが確実であるということは、判断が誤っていたということになるんでしょうか。

○国務大臣（竹中平蔵君） 今、委員御指摘くださいましたように、合併に係る審査基準というのは銀行法三十一条に書かれておまして、三つ書かれています。一つは、資金の円滑な需給及び預金者の、利用者、いわゆる利用者の利便の問題、これが第一の点。第二の点は、適正な競争関係を阻害しないという競争的な条件の問題。第三番目に、業務を的確、効率的に遂行していく見込みがあるということ。

現実問題として、我々は、これは何度か国会の答弁でも申し上げさせていただきましたが、合併の審査の時点におきましては、十四年、昨年九月期の決算のデータに基づいて、こうしたことが条件を満たしているというふうに考えたわけでございます。しかし、その後何が起こったかといいますと、三月の時点で十分な自己資本比率があるというふうに見込まれていたりそなの自己資本比率が、主として今回の場合は繰延税金資産の認定の問題で一気に自己資本比率が下がるということになったということでございます。こうした点については、我々としては合併に関しては厳正な審査を行った、そのときに利用可能な財務諸表に基づいて厳正な審査を行ったつもりでございます。

いずれにしても、このりそなの問題につきましては、きちんきちんとその都度その都度対応してきたつもりであります。今回の公的資金の趣旨を踏まえて、より一層きっちりとした、厳正に我々としては検査・監督をしていくつもりであります。

○辻泰弘君 合併の規定はそうですけれども、免許の規定はもう少し厳しいような規定になっていると思うんです。それを免許のとおりやれというのもちょっと話は違うかもしれませんが、やはり免許を付与すると同程度に、やはり今日的状況の下で、合併に当たってもその辺しっかりと厳しく審査の上に対応していただきたいと、このことは申し上げておいて、次のことに移りたいと思います。

同じりそなのことですけれども、いわゆる一兆九千六百億公的資金の投入ということになるわけですけれども、ただ、私は少し、私どもの立場からいけば税金投入でけしからぬというふうには選挙のときなどは言うことになるんでしょうけれども、ただ、政府としてはやはりその辺は丁寧に説明をしておくべきじゃないかと率直に言って思っているわけでござ

ざいます。

すなわち、まずはりそなの改善計画ですか、それにも出ていますように、株式売却で公的資金の回収が容易になるように内部留保の蓄積に努めるということがまずあると。そして、そういう見通しを一応お出しになっていると。その上に立って、これは預金保険法の、施行規則の、百二十二条に基づく金融機関による負担金の納付というのがあると。それでもなおかつ足らざるときに政府の補助が百二十五条によって規定されていると。こういう段階を踏んでいるわけでございます。

先般の予算委員会等でも、税金投入というふうな言葉がストレートに出ていたんですが、やはりこの部分は整理して、ストレートにそういうものでないということを、私が言うのも変ですけども、政府の立場ではその点はやはり国民にしっかりと説明をすることをもっとされるべきではないかと思うんですけども、どうでしょう。

○国務大臣（竹中平蔵君） 委員から御指摘いただいたこと、大変有り難いと思います。

もう今委員の御説明の中にありましたけれども、これ税金の投入というふうに一般には言うんですが、実は二段階で考えなければいけないわけでありまして。

まず、これは政府保証をして預保が借入れを行うと。第一の段階は政府保証であるということなんです。

次に、この金融危機対応勘定に損失等の費用が発生した場合も、即必ずしもストレートに政府の負担になるわけではなくて、金融機関による負担金で賄う。これがどうしてもできない場合、そんなことをしたらかえって信用秩序に重大な支障がある場合には、これは政府がその費用の一部を補助するという形になるわけでありまして。

御指摘のとおり、我々としてもこういう仕組みであるんだということは折に触れて主張しているつもりであります。ジャーナリズムではなかなか、こういう複雑なといいますか、制度の話というのは取り上げてくれない面もございまして。引き続き、この仕組みについては我々としてはきっちりと説明をして、国民の理解を得なければいけないというふうに思っております。

○辻泰弘君 繰延税金資産のことでちょっとお聞きしたいと思っております。

さきの六月二十七日閣議決定のいわゆる骨太の方針第三弾にも「金融機関の自己資本強化のための繰延税金資産の扱い方や関連する税制について引き続き検討を行う。」と、こういうふうな条文がございまして。

そして、最近の状況、報告は、中間報告は出ていないというふうに聞いておりますけれども、金融審議会での審議状況を見ますと、繰延税金資産に対しての算入規制の見送りというふうな報道が伝えられているわけでございます。

大臣としては、やはり算入規制といいますか制限を当然持たなければならないと、そもそも税制改正で要望されていたことだろうと思っておりますけれども、そういうお考えだと思うんですが、今のままだと見送りになるんじゃないか、こういうふうな見通しもあるんですけども、そもそもその算入制限の必要性ということと今の状況についてちょっと御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（竹中平蔵君） 算入制限の問題というのは、要するに金融監督の基準において自己資本の中に入れるかどうか、その算入制限のことだと存じます。

これにつきましては、金融審議会の中のワーキンググループを本年二月以降立ち上げておりまして、精力的に検討をお願いしているところでございまして。二月から始まって半年ぐらい経過した段階で経過報告を取りまとめてもらいたい。経過報告というのは、それまで意見が一致したことあるいは一致しなかったこと、どういう議論の状況であったかとい

うことの経過の報告を取りまとめてほしいというふうに思っております。今、経過、取りまとめの段階でありますので、中身について私の方からコメントは差し控えたいと思いますが、これは専門家に集まっておいでいただいておりますので、しっかりと議論していただきたいと思っております。

税制の問題に関しては、これは私たちとしては、繰戻し還付、それと繰延べ控除、それと例の無税償却と、これは三点セットでは是非お願いしたいということで以前から税務当局にはお願いを申し上げているところでございます。

○辻泰弘君 そうしますと、昨年、十五年度税制改正、新規の、新設の要望というのを出されておまして、今おっしゃった三点、計九兆五千億になっておりますが、これが来年度の税制改正要望にも要求されるということだと理解していいのでしょうか。

○国務大臣（竹中平蔵君） 具体的に、来年度に関して具体的にどのような要望を出すかというのは、もちろん検討中でありますけれども、基本的な考え方としましては、この繰延税金資産という厄介な問題、税務会計と財務会計のすき間の問題に関しては、やはり以前からお願いしている三点のセットというのは大変重要であるというふうに考えておまして、我々としてはその実現に向けて努力をしていきたいというふうに思っております。

○辻泰弘君 大臣は、今回は危機対応勘定で対応されたわけですがけれども、健全な金融機関に公的資金を予防注入する制度を作ろうと、こういうお考えがあったと思います、お持ちだったと思うんです。現にこの間の骨太の方針でも、「公的資金を迅速に投入することを可能にする新たな制度の創設の必要性などについて検討し、必要な場合には法的措置を講ずる。」と、こういうのが骨太の方針に出ておるわけでございます。

それで、これもまた伝えられるところによりますと、そのことについても両論併記だということで見送られるやの報道もあるわけですがけれども、そもそもその新法の必要性というものには必ずしも合点がいかない。すなわち、実際にそなは現行の法体系で対応したわけですが、その辺、何が必要であったとか、現実になりそなは対応したわけですから、その辺、そうするとりそなのことがどうなっちゃうのというふうに思ったりするんですけれども、その辺はどうですか。

○国務大臣（竹中平蔵君） 委員、今、健全な金融機関にも資本注入をとおっしゃいましたけれども、これはちょっと正確に私たちの考え方を申し上げますと、これは今年の金融再生プログラムのときに、日本経済、日本の金融機関は危機ではない、危機ではないけれども健康体では決してないと思う、その中間にあるんだろうということ。これに対してどのような資本の注入の枠組みが必要かどうかも含めて金融審のワーキンググループで検討をしていただきたいということで、これについても今ずっと検討をいただいております。

りそなのケースというのは正に、危機というところは危篤、身体でいえば危篤状況、健康ではないけれども危篤では決してない、しかしこのままいくと危篤になるかも、なるかもしれないという、そういう状況下で預金保険法百二条の第一項第一号が発動されたというふうに思っております。それ以外のしかし部門についてどのような対応策が必要なのかどうか、これも含めて正にワーキンググループで今精力的に検討をいただいております。半年程度で結論を出していただくということになっておりますので、これもそう時間を置かずにか何とか結論を出していただきたいと思っております。

○辻泰弘君 以下、時間の関係がございまして、金融、証券、経済に係る項目についてち

よっとお伺いしておきたいと思います。

まず、最近よく政府紙幣の発行ということが言われます。大蔵省OBの榊原慶応大学教授もおっしゃっておりますし、元はステイグリッツ・コロンビア大学教授から出発しているのかもしれませんが。これを考えますと、結局無利子の永久国債の日銀引受けということと経済的には一緒だというふうにも思うわけですが、発行主体が違うということに意味があるのかもしれませんが、いずれにしても、この政府紙幣の発行について政府として基本的にどういうふうにお考えなのか、この件について御所見をお伺いしたいと思います。

○副大臣（小林興起君） 御承知のとおり、我が国におきましては明治十五年に諸外国の例に倣って中央銀行すなわち日銀を設立したわけございまして、紙幣の発行権限は日銀に与えるということになっているわけございまして。紙幣も、通貨安定、通貨価値の安定という観点からやはり中央銀行で行っていくことが大事だというふうにご考えてございまして、現状では政府として紙幣を発行することは考えておりません。

○辻泰弘君 それでは、念のために聞いておきますけれども、選択する場合には法律改正、新法が必要かどうか、その点だけお伺いしたいと思います。

○政府参考人（牧野治郎君） お答えいたします。

政府紙幣を発行する場合に新法の制定が必要かという御質問でございますが、我が国では通貨の単位及び貨幣の発行に関する法律というのがございまして、その中で通貨の種類が定義されております。具体的には、現在は貨幣及び日本銀行が発行する銀行券のみが通貨ということにされております。ここで言います貨幣といいますのは鑄造貨幣、コインのことでございまして、この規定は政府紙幣の発行のための根拠規定にはなり得ないというように考えてございまして、政府紙幣の発行のためには法的な措置が必要だと、かように考えております。

○辻泰弘君 次のテーマに移らせてもらいますけれども、これもまた言われていることで、金融にかかわる一つの大きな問題だと思いますが、郵便局における投資信託の窓口販売の問題でございます。今日の日本経済も一面で取り上げていたようですけれども、秋にそのような時間が、改正の法案を、改正するような時間的余裕があるかどうかということも現実にはございまいしょうけれども、しかし、かねてより四月ごろから総務大臣、また公社総裁も積極的に発言をされて、株価対策という一連の流れの中で出てきたことございまして、先般の政府の会議の決定にも出ているわけでございます。

それで、まず竹中大臣に、この郵便局での投資信託の窓口販売についての基本的な考え方を簡単におっしゃっていただけますか。

○国務大臣（竹中平蔵君） 基本的な考え方ということでありますので、先般の関係閣僚等の会合で、これは証券市場活性化に関連するものでありますけれども、我々としては、この郵便局ネットワークを活用した民間投資信託の窓口販売については、民間との役割分担を含めて総合的に検討すると、民間との役割分担を含めて総合的にというふうに決めております。

そうした観点からいいますと、やはり民間との役割分担、そもそも郵政公社、今後どのようになっていくのかと、そういう観点からの正に総合的な検討が必要であるというふうに思います。

○辻泰弘君 その会議の後、竹中大臣と総務大臣とがそのことについてかなり議論をされたというふうに聞いているんですけども、竹中大臣のスタンスはどういうお立場からの議論だったんでしょうか。

○国務大臣（竹中平蔵君） 基本的には、その後ではございませんで、その閣僚会議の最終的な取りまとめの段階でいろいろ当然のことながら担当大臣として議論をさせていただいております。そのときの合意が民間との役割分担を含めて総合的にと、そういうふうになったわけです。

○辻泰弘君 金融大臣のお立場上なかなか言えないということが本にも出ておりましたけれども、そういうことかもしれません。

私、総務委員会でも発言をしたんですが、私は公社という形は一つの形だと思っている立場ではあるんですけども、しかし、四月に公社が発足を、その四月に公社法の改正をまずやって、それはコール市場への参入のことだったんですけども、そのしりから、また秋には公社法を改正して投資信託の販売をやるんだということで、どんどんどんどん出発当初から業務、業容を拡大していくというのが、少し私にはちょっとやり過ぎじゃないかといいますか、そのように思うわけです。

これを私はチェックするという場合、やはりそれはいろいろ議論の中で進めていけばいいと思うんですが、それに対して議論をしていただけるのは多分金融庁長官、金融担当大臣ではないかというふうに思うわけでございます。そういう意味で、この点についてはいろいろ民間でも議論がありますけれども、やはりあるべき金融の姿というものを展望されて積極的に発言をしていただきたいというふうに思います。

ここに、今おっしゃっていただいた五月十四日の証券市場活性化関係閣僚等による会合、そのときの文書は、総合的に検討するというふうにおっしゃったとおりに出ているんですけども、どこで検討していったら、金融庁はかかわるのかノータッチなのか、その部分、どういうことになるのか教えてください。

○国務大臣（竹中平蔵君） 基本的な方針を決定いたしました。後は各担当の部局でそれを一生懸命推進していこうというのが先般の関係閣僚会議の決定であります。

当然のことながら、民間との役割分担を含めて総合的にということになりますと、総務大臣と私と、これはいろんなことをお話ししていかなければいけないというふうに思っております。さらには、これは経済財政諮問会議でも、公的な資金の流れをどうするかということで、より包括的な議論の場が設けられておりますので、そうした場においても当然のことながら議論をするということになると思います。

○辻泰弘君 大臣の御著書の中で、郵貯について市場メカニズムの攪乱要因になりかねないというふうな御指摘もあります。郵貯という存在があるのは問題だというふうな御指摘もあります。その点について、基本的に郵貯の評価、一言、一言というか簡単をお願いします。

○国務大臣（竹中平蔵君） 健全な金融市場というのはリスクとリターンとの関係が非常に健全に評価されるようなシステムになっていなければいけないということだと思います。

巨大な公的な貯蓄金融機関がそこにあるということは、公的であるということで、これに関してはそのリスク評価がこれはマーケットから見ると違って来る。仮に、仮にですけれども、そこが同じようなリターンのもので、その専用商品を提供するということになる、これはリスクとリターンとの関係を乱すことになり得るわけで、この点についてはやはり

りリスクとリターン、健全な金融市場の育成という観点からしっかりと民間市場の育成をしていかなければいけないというふうに思います。

○辻泰弘君 次に、政策金融のことについてお伺いしておきたいと思います。

政策金融に関しては、経済財政諮問会議でも検討されて、一つの中間的な結論が昨年十二月十三日の「政策金融改革について」という文書に込められているんじゃないかと思えます。それは、抜本的改革は必要だけれども、金融円滑化のために当面政策金融を活用するというところでございます。また、中期的には、あるべき姿としては、国として政策金融の手法を用いて真に行うべきものを厳選するというふうなこと、また、貸出し残高について将来的にGDP比率半減を目指すとか、こういうふうに書いてあるわけです。

そこで、塩川大臣に私お伺いしたいんですけれども、昨年、私、決算委員会で塩川大臣に政策金融のことをお伺いいたしました。その節の御答弁は、いろいろ状況あるけれども、原則論としては政策金融はもう廃止する方向に行ったらいいというのが大臣の御答弁でございました。これとの、何と申しますか、整合性といいますか、大臣として、これはこれで閣議で決まっている、諮問会議で決まっていることですからそれはそれで大臣のお考えと違っていいんですが、大臣としては原則として政策金融はもう廃止する方向に行ったらいいと、このことはお考えとしては変わっていませんか。

○国務大臣（塩川正十郎君） これは行政改革の一環として取り上げられた問題でございますので、私としては、現在のような政策金融の在り方、全面的にこれからずっと未来永劫やっていくということにつきましては反省すべきであると思っております、その意味において、原則としては一応廃止して、新しくまた政策金融が必要なものはそれなりの体制を取ってシステムを作っていくということが必要であろうけれども、現在の政策金融については原則廃止でいいと。

ただし、それまでには段階を踏んでいかなきゃいかぬということでもございまして、これは経済諮問会議でも議論になったところでございまして、一つは、現在の不良債権の集中処理期間、これは平成十六年までの間でございまして、このためには金融の円滑化のために政策金融を活用するというところでございます。そして、十七年度から十九年度までの間ですね、この間におきましては、あるべき姿に移行のため、あるべき姿を描いて、それに移行するための準備期間として政策金融の改善を図っていくと。平成二十年度以降、速やかに新体制に移っていくということで、新体制というのは原則廃止でございまして、なおかつ国として行わなきゃならぬ政策金融については新しい体制を取っていく、こういう意味であろうと思っております、そういう方向で考えていきたいと思っております。

○辻泰弘君 もう一つ、政策金融に関連してお伺いします。

金融庁が政策投資銀行などの政策融資機関、政策金融機関、こちら、並びに日本郵政公社、こういう政府系の金融機関に検査を行う方針だというふうにお伺いしているんですけれども、そのことについての方針、時期、お示しいただきたいと思えます。

○副大臣（伊藤達也君） お答えをさせていただきたいと思えます。

金融庁では、これまで培ってきた民間金融機関に対する検査のノウハウ、これを政策金融機関及び郵政公社に対する検査に活用するという観点から、昨年の通常国会において関係の法令の整備が図られ、本年の四月一日以降、金融庁はこれらの機関に対するリスク管理分野の検査権限について主務大臣から委任されることとなったわけでありまして。

私どもといたしましては、検査権限の委任を受けまして、四月一日に検査局に公的金融室を設置するとともに、七月一日にこれらの機関に対する立入検査を実施する検査部門を

二部門設置をいたしまして、現在、検査実施の準備を進めているところでございます。

また、検査の方法につきましては、基本的に民間金融機関に対する検査と同様の方法で実施することといたしております。具体的には民間金融機関に適用している金融検査マニュアル、保険検査マニュアルを用いてリスク管理体制の適切性について評価を行うことといたしております。

金融庁といたしましては、検査権限の委任の趣旨を踏まえて、委任を受けたリスク管理分野の検査を着実に遂行してまいりたいと考えているところでございます。

○辻泰弘君 次に、国債発行に関連してお伺いしておきたいと思えます。

さきの骨太の方針でも、個人による長期的保有の増加など保有者層の多様化を図ることが出ております。かねてよりそういう見地から取り組んでこられているわけがございます。最近はなかなか消化が進まない、売れ残りが出ているという状況もあるようですが、そこで、実はこれも昨年、塩川大臣にお伺いしたわけなんです。いわゆる個人向け国債の利子に係る所得課税の非課税措置ということでございます。

このとき、昨年八月でしたけれども、塩川大臣は、私は非常に前向きなんだということをおっしゃっておられました。ただ、その後の税制改正ではそれは入らなかったということでございます。

この点について、塩川大臣、どうお考えか、今後どう取り組まれるか、簡単をお願いします。

○国務大臣（塩川正十郎君） 私は個人向け国債についてやっぱり今でも前向きなんです。少なくとも、できれば国債の利子に対しまして配当、いやいや、税が配当並みにしてもらいたいなという感じは持っておるんですけども、現在二〇%を適用されておりますね。あれを少なくとも一〇%ぐらいに引き下げてもいいんじゃないかなという感じを持っておるんですけども、しかし、これは政策上の問題であって、配当は五年間の特別措置でやっておるということでございますので、その点、なかなかうまいこといかぬのですけれども、私は、国債だけ優遇するということはけしからぬと、こういう議論もございまして、そうかなと思ったりするんですけども、できれば、国債に対しては、国債の利子に対してはやっぱり特別の優遇措置を考えていきたいなと思っいろいろ模索しておりますけれども、私の意見はなかなか税制調査会では通りませんので、残念でございます。

○辻泰弘君 もう一点、国債の入札についてお聞きしたいと思えます。

長らくシンジケート団引受け、シ団引受けが続いてきて、現行もあるわけですけれども、これを少し新しい制度に変えようということで、プライマリーディーラー制度というのをやっていくというふうなことをかねがねおっしゃっているんですけども、それについての取組の方針、いつからやられることになるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○副大臣（小林興起君） 今お話に出ましたプライマリーディーラー制度、外国等で国債の安定消化のために取り入れられているということで、日本もいよいよ個人に国債を買ってもらってというような時代になってまいりまして、更に一層国債の安定的な消化を考えるとということになってまいりまして、こういう制度を我が国でもどうかということを経験的に検討し出しました。

取りあえず、国債等の入札で落札実績の多い金融機関をメンバーといたしました国債市場懇談会を既に設立をいたしまして、どういうメリットを与えていくか等々、模擬的にやっているようなところでございますが、いずれにいたしましても、こういう経験を通じた

がら、日本版のプライマリーディーラー制度を本格的に導入すべく、時期はいつと申し上げられませんが、検討に入ったところでございます。

○辻泰弘君 為替のことでちょっとお伺いしておきたいと思います。

塩川大臣、かねがね購買力平価でいえば百四十円、百五十円ぐらいじゃないかという御所見をお示しになったことありましたけれども、今日的に考えられて、適正な為替水準、どうお考えか、一言、簡単にお願ひしたいと思います。

○国務大臣（塩川正十郎君） 私は、今の為替相場でございますけれども、やはり日本の、何といいますか、ファンダメンタルズからいって市場を判断するならばあるいは妥当なかも分かりませんが、私自身として考える場合は、やっぱり購買力平価を基準として考えるならば、円高であると思っております。

○辻泰弘君 それで、先般、渡辺国際局長が、八月にフィリピンで開かれるASEANプラス3ですか、その財務大臣会合では人民元の切上げ議論もテーマになるんじゃないかと、こういうふうな記者コメントをされているようですが、その見通しについてお伺いしたいと思います。

○政府参考人（渡辺博史君） 今の御質問の件でございますけれども、先週、大臣の方で衆議院でもお答えを申し上げましたけれども、既に相当の規模となりました中国経済の在り方というのは、我が国や近隣のアジア諸国のみならず、欧米諸国の経済にも大きな影響を及ぼし得る事項であります。そういう意味で重要な問題であるという認識を持っているところであります。そういう意味で、人民元の問題を含む中国経済をめぐる諸問題につきましては、二国間の場合、あるいは今御指摘のようなものも含めまして多国間の場合でいろいろと議論していくことは重要であるというふうに考えているところであります。

この点に関連いたしまして、七月の五日、六日に開催されましたASEM、これはアジアとヨーロッパの財務大臣の会合でございますが、その場におきましても間接的ではございますが議論がありまして、同会議の共同声明では、秩序があり、かつ公平に分担された国際不均衡の調整及び国際金融市場の秩序ある成長を促すためのアジア、ヨーロッパ参加国間の協力強化が重要であるという文言が盛り込まれたところでありますし、また大臣の方からは、本年二月のG7の場などにおきまして、貿易の自由化を進めている国においては同時に金融、為替の自由化を進めていくべきであるという指摘をしたところでございます。

いずれにせよ、様々なところでの議論を踏まえまして、中国が自らの利益となるような方向で、自身として積極的に自由化を進めるということを期待しているというところでございます。

○辻泰弘君 時間もございますので、最後のテーマに移らせていただきます。

年金のことですけれども、年金は積立金の運用という意味で金融にも大きくかかわってまいりますし、負担と給付の在り方ということでやはり経済全体にも大きくかかわってくると思うんですが、これに関連して塩川大臣は、さきに、年金給付の辞退者に、辞退する人に対して相続税の優遇措置をと、こういうお考えをこの間愛知でおっしゃっています。一年前もおっしゃって私は質問したことがございますが、この点についてお考えをお示してください。

○国務大臣（塩川正十郎君） 私は、年金は現在のところ保険の契約で行っておりますか

ら、ですからやっぱり契約に従って処置をしなきゃならぬと思うんですけども、しかし現実を見ました場合、年金の高額所得者、受給者ですね、年金の高額受給者でそのほかの所得が十分に高額な所得を持っている人はたくさんあります。そういう人たちは、できれば年金の方の支給額を遠慮してもらってもいいんじゃないかと、十分それで生活やっていたらいいんじゃないかということをおもっています。

したがって、年金以外の高額所得者は年金の給付を遠慮してもらおう。ただし、これは保険契約であるからして、当然給付を受ける権利を持っていますから、その権利を法律等によって抑制するということになってくると思うんですけども、そうならばその権利を削減した分だけ何らかのことでインセンティブを与えなきゃいかぬと。

それはどういうところで与えたらいいかということは、その方が亡くなった場合に、遺産相続の場合、遺産相当額のところで年金の削減された分を補償してやれば、補償という、つまり償いしてあげりゃいいんじゃないかと。ということは、何と申しましょうか、遺産、財産、相続財産から削減された年金相当額の分を、これを控除してあげるといふようなことをやってはどうだろうということを私は一つの意見として持っておりまして、これについては税制調査会等でも言うても、非常に問題はあります、年金と税制をひっ付けるといふことはけしからぬという意見もございまして、いろいろございまして、私はそういうことをして高額所得者の年金の給付はできれば遠慮してもらおう方法を考えたらいとおもっています。

○辻泰弘君　そうすると、税制改正のテーマに上げるということになるのでしょうか。一言で。

○国務大臣（塩川正十郎君）　諮問とかそういう形じゃございませぬ。意見としては私は申し上げております。

○辻泰弘君　竹中大臣にお伺いしておきたいと思うんです。年金の基本的なことについてです。

この間の骨太の方針第三弾の中には、「積立金については、その水準は将来に向けて、年金の支払に支障のない程度まで抑制する。」と、こういうふうなことでございまして。また、経済財政諮問会議での民間の方々の意見、その中の試算は政府もかわられたと聞いておりますけれども、このときも「積立金水準が一を下回らない」ということを言っている。すなわち、積立方式ではなくて賦課方式でいくというふうなトーンだと思っております。

大臣の書かれている本の中では、年金制度がつぶれないようにしたいならば問題を解決する方法は一つしかありません、それは次第に積立方式的な形に変えていくことであると、このように書いているわけなんです。ここは根本的な考え方の違いではないかと思うんですけども、その点についてどうでしょうか。

○国務大臣（竹中平蔵君）　積立てという言葉がダブっておりますが、考え方の違いではないという点、御認識いただきたいと思っております。

私が申し上げているのは、今、実質、賦課方式になっているわけですが、これには二つのリスクがある。一つは金利が変動するリスク、もう一つは人口構成が変わる人口変動のリスク。これは、人口変動のリスクは避けられないわけ、少子化の中では避けられません。しかし、それをクリアしていこうと思ったら、理論的な解決方法というのはこれは一つ、これは積立型にすることである。つまり、自分の年金は自分で払うと、若いときに払っておくと。若い人がお年寄りを支える、これは賦課でありますけれども、こうすると人口のバランスが変わってきたらこれは大変なことになるわけでありまして。

しかし、現実には、今、人口変動のリスクを回避するためには積立型が必要なのですが、現実にはこれできるかというところ、これはもう現実にはできません。これは言うまでもありませんけれども、今まで賦課でやってきて急に積立型にしたら、例えば私は今までお年寄りの分、年金払ってきて、今度は自分の分を積み立てると、二重払いをしなければいけないということになりますから、これは現実にはできない。したがって、積立型の理念を生かしながら折衷的なやはり解決策を見つけていかなければいけないということに尽きるんだと思います。

骨太の方針に書いています積立て云々については、これは基金としてどのぐらいのお金をいつも持つていくかということに関して、これを過大に持つていなければいけないとか、不安であると、そういうようなことは別に考える必要がないのではないだろうかということでもありますので、これは必ずしも賦課方式、積立方式、その理念に結び付く話ではないというふうに認識をしております。

○辻泰弘君　ちょっと今の最後の大臣の御答弁、必ずしも理解し切れておりませんが、時間が参りましたので、これで終わります。